

介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情

【陳情趣旨】

介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成21年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度は、平成24年度介護報酬改定で、介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることとなりました。しかし、この加算制度については「経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの間」とされ、次回の改定以降の加算制度の継続については、極めて不透明な状況です。

超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職者が依然として高い状況が続いている。介護事業者は介護職員の確保に苦慮しています。「介護崩壊」をくい止め、安全・安心の介護を実現するためには介護職員確保にむけ、賃金改善などの処遇改善が不可欠です。介護職員の賃金実態は、全労働者平均と比較しても介護職員の賃金実態は、およそ3分の2程度で、約10万円以上も低い実態があります。政府公約である介護職員への4万円の賃上げからも、介護処遇改善加算は、廃止ではなく、継続し拡充させられることが求められます。

以上の趣旨から、安全・安心の介護実現のための介護職員の人材確保を図るために、下記事項につき、地方自治法99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

- ① 介護職員処遇改善交付金を2015年4月1日以降も継続すること
- ② 介護職員処遇改善交付金事業の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること

2012年10月23日

逗子市議会
議長 眞下 政次 様

提出者

横浜市保土ヶ谷区岩井町218
神奈川県医療労働組合連合会
執行委員長 土谷 正明
電話045-713-3546

